

特定行為に係る看護師の研修に
ご理解、ご協力をお願いいたします。

当院は、厚生労働省「特定行為に係る看護師の研修制度」の協力病院です。

特定行為を行う看護師とは、専門的な臨床能力を持ち、医師の判断を待たずに、手順書により一定の診療行為を行うことができる看護師です。

医師と連携して安全には十分配慮して行いますが、患者さんはいつも拒否を申し出ることができます、それにより何ら不利益を被る事はありません。

何卒、ご理解とご協力をお願いいたします。

「特定行為に係る看護師の研修」についてご相談がある場合には、下記の患者相談窓口をご利用下さい。

患者相談窓口

当院をご利用いただく患者様及びご家族のみなさまからの治療や入院生活、医療安全などさまざまご相談やご意見を受け付けております。お気軽にご利用下さい。

- ◆ 相談日時 月曜日～金曜日 9：00～17：00
(祝日、年末年始を除く)
- ◆ 場所 患者支援センター
- ◆ 担当者 支援センターソーシャルワーカーまたは看護師
医療安全管理者

愛川北部病院 院長